のり	まるばあまのり うっぷるいのり あさくさのり すさびのり くろのり	1℃以上13℃以下	
ふのり	ふくろふのり	6℃以上	29℃以下
とさかのり	とさかのり	7℃以上	29℃以下
おごのり	おごのり	8℃以上	26℃以下

㈱　2月及び8月の平均水温は、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物につき、増殖又は養殖を行う海域としての条件の目安を示したもの。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７３号
福井市北四ツ居１丁目31番15号
債務者　北村　直樹
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２５号
埼玉県新座市野火止７丁目11番１号　ファインビレッヂ103号室
債務者　石亀留美子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６０号
埼玉県新座市野火止７丁目11番１号　ファインビレッヂ103号室
債務者　石亀　勝久
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
埼玉県蓮田市大字閏戸744番地２
債務者　岡野　慶子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
堺市北区大豆塚町１丁60番地13市営大豆塚団地２棟405号、営業所上の住所堺市北区北長尾町２丁４－７
債務者　松崎ドライクリーニング店こと　松崎久男
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
堺市西区下田町29番11号
債務者　池田左知世
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
堺市南区赤坂台３丁９番22―201号、前住所大阪府和泉市はつが野２丁目10番２―103号
債務者　飯尾　浩一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
愛知県知多市にしの台４丁目１番地の21　ハローシティー202
債務者　岡田　孝彦
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目１番28―402号
債務者　三宅　輝行
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　英弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７号
京都府舞鶴市浜町８番地20
債務者　角内伸治郎
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
愛知県弥富市東蜆２丁目15番地
債務者　舘　　雅美（旧姓原）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５７号
名古屋市緑区ほら貝２丁目82番地の３　グローリアス緑区ほら貝607号
債務者　齋藤　司朗
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　昂央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５５号
京都市上京区千本通出水下る東入十四軒町413番地
債務者　才本　幸雄
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加芝　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係